

資料編

◆条例・規則・要綱等

・十日町市住みよい環境づくり条例	2
・十日町市住みよい環境づくり条例施行規則	7
・十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	8
・十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	13
・十日町市当間高原リゾート環境監視委員会条例	16
・十日町市川西有機センター条例	17
・十日町市川西有機資源循環推進協議会規則	19
・十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金交付要綱	20
・十日町市ごみ集積庫設置事業補助金交付要綱	23

◆環境基準・規制基準等

・生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))	25
・人の健康の保護に関する環境基準	26
・土壤の汚染に係る環境基準	26
・ダイオキシン類に係る環境基準	27
・有害物質に係る排水基準(全国一律排出基準)	27
・騒音に係る環境基準及び騒音・振動・悪臭規制基準	27

◆地域指定図等

・騒音に係る環境基準の地域類型指定図	33
・騒音規制法地域指定図	35
・振動規制法地域指定図	37
・悪臭防止法規制地域図	39

◆用語の解説

43

(条例・規則・要綱等)

○十日町市住みよい環境づくり条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 176 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全

 第 1 節 施策の基本方針(第 7 条)

 第 2 節 資源の循環的利用の促進(第 8 条)

 第 3 節 環境の美化(第 9 条—第 12 条)

 第 4 節 環境の保全に関する教育及び活動に対する支援(第 13 条—第 15 条)

 第 5 節 地球環境保全(第 16 条)

 第 6 節 公害の防止(第 17 条・第 18 条)

 第 7 節 環境保全協定の締結(第 19 条)

 第 8 節 環境保全のための調査指導等(第 20 条・第 21 条)

第 3 章 審議会(第 22 条—第 30 条)

第 4 章 雜則(第 31 条・第 32 条)

附則

 第 1 章 総則

 (目的)

第 1 条 この条例は、現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、市及び市民又は事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全について基本的な事項を定め、市民の自覚と参加の下にこれを総合的に推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

 (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水、動植物及び景観をいう。

(4) 生活環境 人の健康と生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境も含む。

(5) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。

(6) 市民等 市民、旅行者その他の滞在者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(8) 空き缶その他の廃棄物 空き缶、空き瓶等の包装容器、たばこの吸い殻、チューリングガムのかみかすその他の廃棄物をいう。

(9) 公共の場所等 道路、河川、水路、公園、広場その他公共の用に供する場所及び他人の所有し、占有し、又は管理する場所をいう。

 (環境の保全に関する基本理念)

第 3 条 環境の保全は、すべての者が互いの人権を尊重することを基本におきながら、緑豊かで潤いと安らぎのある環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持及び回復するとともに、自然

と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人との共生を確保するように、適切に行われなければならない。

- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会を構築することを目的として、行われなければならない。
- 4 環境の美化及び清潔の保持は、すべての者が自発的な取組みによって行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全を図るため、必要な施策を策定し実施することにより、緑豊かで潤いと安らぎのある環境が創造されるように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するためには、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、公害その他自然環境又は市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるものほか、事業者は、市が実施する環境施策に積極的に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全

第1節 施策の基本方針

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、十日町市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、十日町市住みよい環境づくり審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 市長は、環境基本計画の策定及び変更をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

第2節 資源の循環的利用の推進

第8条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

第3節 環境の美化

(緑化の推進)

第9条 市は、緑豊かで潤いと安らぎのある環境を創造するために、その管理する公園、道路その他の公共施設において樹木及び花きの植栽に努めるとともに、市民及び事業者に

対しては緑化に関する意識の高揚を促すものとする。

(空き缶その他の廃棄物散乱防止)

- 第10条 市民等は、公共の場所等にみだりに空き缶その他の廃棄物を捨ててはならない。
- 2 市は、公共の場所等において空き缶その他の廃棄物が散乱することを防止するための施策を策定し、実施するように努めなければならない。
- 3 容器に収納する飲食料を販売する者は、空き缶その他の廃棄物の散乱防止のために消費者に対する啓発に努めるとともに、前項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。
- 4 市民等は、第2項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(回収容器の設置、管理)

- 第11条 容器に収納する飲食料を自動販売機により販売する者は、空き缶その他の廃棄物が散乱しないよう回収容器を設置し、適正な管理を行う等必要な措置を講じなければならない。

(清潔の保持)

- 第12条 土地及び建物の所有者等は、当該土地及び建物を適正に管理し、生活環境の美化及び清潔の保持に努めなければならない。

- 2 市民等は、犬及びその他の動物を飼養する場合は、公共の場所等を汚すことのないように、適切な措置を講じ清潔の保持に努めなければならない。
- 3 市民等は、前2項に定めるもののほか、生活環境の美化及び清潔の保持に努めなければならない。

第4節 環境の保全に関する教育及び活動に対する支援

(環境教育の推進)

- 第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるため、次の施策を実施するものとする。

- (1) 環境教育の推進
(2) 環境に関する学習活動の支援
(3) 環境に関する広報活動
(4) 前3号に定めるもののほか、環境教育のために必要な施策

(環境の保全活動に対する支援)

- 第14条 市は、市民、事業者及び団体が自発的に行う緑化推進活動、再生資源に係る回収活動その他の緑豊かで潤いと安らぎのある環境づくりに関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

- 第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第5節 地球環境保全

- 第16条 市は、地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境に資する施策を積極的に推進するものとする。

第6節 公害の防止

(公害防止対策)

- 第17条 市は、市民の生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

- 2 市は、事業者が事業活動によって公害を発生させることのないように、適切な指導を行わなければならない。

(体制整備)

- 第18条 市は、公害の状況把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制整備に努めるものとする。

- 2 市は、公害の処理に関する体制を整備し、公害が発生した場合には、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

第7節 環境保全協定の締結

- 第19条 市長は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要があると認めたときは、

事業者と協定を締結することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、これに応じなければならぬ。

第 8 節 環境保全のための調査指導等

(立入調査)

第 20 条 市長は、前 3 条の規定の施行に必要な限度において職員をして、土地、施設又は事業所等に立入調査させることができる。

- 2 土地、施設又は事業所等の所有者は、正当な理由がない限り前項の立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

- 3 第 1 項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(指導及び勧告)

第 21 条 市長は、環境の保全上特に必要と認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の勧告に従わない場合には、これを公表することができる。

第 3 章 審議会

(審議会の設置)

第 22 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、十日町市住みよい環境づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する。また、これらの事項について市長に建議することができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
(2) 関係行政機関の職員
(3) 公共団体及び公共的団体の職員
(4) 民間関係団体の職員

(任期)

第 24 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 25 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 27 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 28 条 審議会は、議事に關係ある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門調査員)

第 29 条 審議会に専門的事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(平 22 条例 5・平 29 条例 35・一部改正)

第 4 章 雜則

(補則)

第31条 審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第35号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○十日町市住みよい環境づくり条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、十日町市住みよい環境づくり条例(平成 17 年十日町市条例第 176 号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結内容)

第 2 条 条例第 19 条第 1 項に定める協定の締結内容は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止対策に関する事項
- (2) 環境の保全に関する事項
- (3) 事故発生時の措置に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(審議会への協議)

第 3 条 市長は、前条の協定の締結に当たり必要と認める場合は、条例第 22 条に定める十日町市住みよい環境づくり審議会に協議するものとする。

(勧告書)

第 4 条 条例第 21 条第 1 項の規定による勧告は、別記様式により行うものとする。

(公表の方法)

第 5 条 条例第 21 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について市掲示板に掲示して行うものとする。

- (1) 勧告に従わない者の住所及び氏名並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 勧告の内容

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の十日町市住みよい環境づくり条例施行規則(平成 9 年十日町市規則第 12 号)又は川西町快適で美しい環境づくり条例施行規則(平成 9 年川西町規則第 2 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様式(省略)

○十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 169 号

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 廃棄物の減量等(第 7 条—第 10 条)
- 第 3 章 廃棄物の適正処理(第 11 条—第 19 条)
- 第 4 章 手数料(第 20 条・第 21 条)
- 第 5 章 一般廃棄物処理業等(第 22 条—第 24 条)
- 第 6 章 雜則(第 25 条—第 28 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の適正処理と排出の抑制及び再利用による廃棄物の減量を促進するとともに、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (6) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (7) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (8) 再利用 活用しなければ不用となるもの若しくは廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (9) 資源物 廃棄物のうち、市が再利用を目的として収集することができるものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔の保持に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔の保持を目的とする、市民及び事業者による自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を促進し、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に積極的に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となつた場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるとともに、市が行う処理区域等を定め、市民に告知しなければならない。変更が生じたときも、同様とする。

第2章 廃棄物の減量等

(市が行う廃棄物の減量等)

第7条 市は、資源物の収集及び市の廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)での資源の回収並びに物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の自主的活動)

第8条 市民は、再利用が可能なものの分別を行うとともに、集団で行う資源の回収等再利用を促進するための自主的な活動を実施し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、物品の購入に際して、再利用が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び環境の保全を考慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業系廃棄物の減量等)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用が可能な製品、容器等の開発を行い、再生資源及び再生品の利用に努める等廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第10条 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努め、また、購入者が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(家庭系廃棄物の処理)

第11条 市長は、第6条に定める一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第12条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集させ又は運搬させ、若しくは処分させなければならない。

- 2 市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認める場合は、一般廃棄物処理計画に従って、事業系一般廃棄物の処分を行うことができる。

(収集及び運搬の委託)

第13条 市長は、第6条に定める一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集及び運搬を委託することができる。

(市が処理する産業廃棄物)

第14条 市は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲において、産業廃棄物の処理を行うことができる。

- 2 前項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、規則で定める。

(家庭系廃棄物の排出方法等)

第15条 市民は、自ら処理しない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、排出しなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合は、市が定める排出方法を遵守し、所定のごみ集積場(以下「集積場」という。)へ排出しなければならない。

3 前項により、集積場へ排出する方法は、種別ごとに分別し、市が指定するごみ袋(以下「指定袋」という。)に飛散し、又は流出することができないように収納したものでなければならぬ。また、決められた日時に適切に排出しなければならない。

4 集積場は、あらかじめ市長の承認を受けて、市民が共同で設置するものとし、集積場の清掃を行うことにより、常に清潔に保つよう努めなければならない。

5 市長は、家庭系廃棄物の適切な排出及び清潔の保持を確保するため、当該集積場の利用者に対し適切な啓発及び指導を行うものとする。

(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第16条 市及び市の委託を受けた者以外の者は、集積場に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(平24条例42・追加)

(適正処理困難物の指定等)

第17条 市長は、一般廃棄物のうち、市的一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(平24条例42・旧第16条繰下)

(排出禁止物)

第18条 市民は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積又は重量の著しく大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすおそれのある物

- 2 事業者が事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合も、前項と同様とする。

(平24条例42・旧第17条繰下)

(処理施設の受入基準)

第19条 市民及び事業者(市民及び事業者から廃棄物の運搬の委託を受けた者を含む。)は、処理施設に廃棄物を搬入する場合には、市長が別に定める一般廃棄物処理計画の基準に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の基準に従わない市民及び事業者に対して、その廃棄物の受け入れを拒否することができる。

(平24条例42・旧第18条繰下・一部改正)

第4章 手数料

(平20条例57・改称)

(廃棄物処理手数料)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次に定める処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

- (1) 収集ごみ手数料(燃やすごみ及び埋立てごみ)
 - (2) 自己搬入ごみ手数料(燃やすごみ及び埋立てごみ)
 - (3) 小動物の死体処理手数料
 - (4) し尿収集手数料
- 2 前項の手数料の額は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。ただし、同項第1号の手数料の額は、その算出した額に消費税相当額を加えた額とする。
- 3 第1項第4号の手数料の徴収に際し、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 事業者が第14条の規定に基づき、産業廃棄物を処理施設まで運搬し、一般廃棄物と併せて処分する場合は、法第13条第2項の規定により、処分の費用として第1項第2号に定める手数料を徴収する。
- 5 第1項及び前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(平24条例42・旧第19条繰下)

(手数料の減免)

第21条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、その申請により前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(平24条例42・旧第20条繰下)

第5章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第22条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者(以下「処理業者」という。)は、規則で定めるところにより、市長にその申請をしなければならない。法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請が法第7条第5項各号に適合すると認めるとときは、許可証を交付する。

3 前項の一般廃棄物処理業の許可証の有効期限は、交付の日から2年間とする。

(平20条例57・旧第22条繰上、平24条例42・旧第21条繰下)

(運搬器材等の検査)

第23条 処理業者は、運搬器材その他主たる作業用具について、市長の検査を受けなければならない。

(平20条例57・旧第23条繰上、平24条例42・旧第22条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可手数料等)

第24条 第22条第1項又は前条の検査を受けようとする者若しくは許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平20条例57・旧第24条繰上・一部改正、平24条例42・旧第23条繰下・一部改正)

第6章 雜則

(報告等)

第25条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他関係者に対し、廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

(平20条例57・旧第25条繰上、平24条例42・旧第24条繰下)

(立入検査)

第26条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(平20条例57・旧第26条繰上、平24条例42・旧第25条繰下)

(技術管理者の資格)

第27条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

(平24条例42・追加)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例57・旧第27条繰上、平24条例42・旧第26条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の十日町地域衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年十日町地域衛生施設組合条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月30日条例第12号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 15 日条例第 57 号)
この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日条例第 13 号)
この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日条例第 42 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 17 日条例第 54 号)
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日条例第 30 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬並びに処分及び処理について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬並びに処分及び処理については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日条例第 14 号)
この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 15 日条例第 49 号)
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中家庭系収集ごみの部に係る部分は、同年 7 月 1 日から施行する。

別表(省略)

〇十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 125 号

(趣旨)

第1条 この規則は、十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 17 年十日町市条例第 169 号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(市が処理する事業系一般廃棄物の排出方法)

第2条 事業者は、条例第 12 条第 2 項の規定により、市が事業系一般廃棄物の処分を行う場合において事業系一般廃棄物を排出しようとするときは、当該事業系一般廃棄物を市が定める廃棄物の区分に従い分別し、市が定める一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画をいう。)に従わなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第3条 法第 11 条第 2 項及び条例第 14 条第 2 項において規定する規則で定める産業廃棄物は、市の一般廃棄物処理計画区域内において生じた産業廃棄物(有毒性、危険性若しくは引火性のあるもの又は著しく悪臭を伴うものを除く。)で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当するもののうち、一般廃棄物と合わせて処理することが容易であり、その性状が処理施設に影響を及ぼさないもので、かつ、その量が一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない程度のものその他特に市長が認めるものとする。

(指定袋の種類及び規格)

第4条 条例第 15 条第 3 項の指定袋の種類及び規格は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が別に定めるものは、指定袋とみなす。

(平 29 規則 21・一部改正)

(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止の命令)

第5条 条例第 16 条第 2 項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(様式第 1 号)により行うものとする。

(平 24 規則 37・追加)

(処理施設の受入れ基準)

第6条 条例第 19 条第 1 項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 搬入する廃棄物が市の一般廃棄物処理計画で定める区域内で発生した廃棄物であること。

(2) 一般廃棄物処理計画で定める排出禁止物を除去してあること。

(3) 燃やしづらいごみ等に適正に分別し、処理施設に搬入するものであること。

(4) 焼却等の処理が困難な形状、寸法又は量のものでないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。

2 前項に規定するもののほか、市の処理施設における廃棄物の受入れに關し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 24 規則 37・旧第 5 条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第7条 条例第 20 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)及び同条第 4 項に規定する産業廃棄物処分費用の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物処理手数料

ア 収集ごみ処理手数料 指定袋を販売するときに、販売数に応じて徴収するものとする。

イ 自己搬入ごみ処理手数料 市が管理する処理施設に搬入した際に、指定袋の有無に関係なくその重量に応じて徴収するものとする。ただし、市長が許可したときは、納入通知書により徴収することができる。

ウ 小動物の死体処理手数料 市が管理する処理施設に搬入した際に、その個数に応じて徴収するものとする。

エ し尿収集手数料 し尿汲取りの量に応じて、納入通知書又は口座振替により徴収するものとする。

(2) 産業廃棄物処分費用 市が管理する処理施設に搬入した際に、その重量に応じて徴収するものとする。

(平19規則28・平20規則12・一部改正、平24規則37・旧第6条繰下・一部改正、平28規則17・一部改正)

(廃棄物処理手数料の免除申請)

第8条 条例第21条の規定により手数料の全部又は一部の免除を受けようとするものは、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、災害等の場合で特に市長が認めたときは、この限りでない。

(平24規則37・旧第7条繰下・一部改正)

(指定袋の販売)

第9条 指定袋の販売は、市内の販売を希望する小売店で行う。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(平24規則37・旧第8条繰下)

(指定袋の返還及び無効の指定袋)

第10条 市長は、販売した指定袋の返還には応じないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 指定袋について、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 著しく汚損し、又は損傷し、表示内容が不明なもの

(2) 定められた使用方法又は正当な使用と認められないもの

(平24規則37・旧第9条繰下)

(一般廃棄物処理業許可等の申請)

第11条 条例第22条の規定により次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第3号)

(2) 法第7条第6項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可申請書(様式第4号)

(3) 法第7条の2第1項の規定による許可 一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書(様式第5号)

(平20規則36・旧第11条繰上・一部改正、平24規則37・旧第10条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可基準)

第12条 市長は、法第7条第5項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の2及び第2条の4に定める基準に従い、前条各号の許可を行うものとする。

(平20規則36・旧第12条繰上、平24規則37・旧第11条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付)

第13条 市長は、前条の許可基準に適合し、適當と認める者に対し一般廃棄物処理業許可証(様式第6号。以下「許可証」という。)を交付するものとする。

2 許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平20規則36・旧第13条繰上、平24規則37・旧第12条繰下・一部改正)

(許可証の再交付)

第14条 許可業者は、許可証を紛失し、又は破損した場合で、許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平20規則36・旧第14条繰上、平24規則37・旧第13条繰下・一部改正)

(事業の廃止等の届出)

第15条 許可業者は、法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の事業の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、その30日前までに一般廃棄物処理業廃止届書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 許可業者は、住所その他省令第2条の6第1項に定める事項及び申請時に添付した記載事項に変更が生じたときは、直ちに一般廃棄物処理業変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(平20規則36・旧第15条繰上、平24規則37・旧第14条繰下・一部改正)

(許可証の返納)

第16条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可証を5日以内に市長に返納するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業に係る許可証にあっては、その有効期間が満了したとき。
- (2) 営業許可を取り消されたとき。
- (3) 営業を廃止したとき。
- (4) 許可名義人が死亡したとき(法人の代表者の場合を除く。)。

(平20規則36・旧第16条繰上、平24規則37・旧第15条繰下)

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平20規則36・旧第17条繰上、平24規則37・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の十日町地域衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成11年十日町地域衛生施設組合規則第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付されているごみ処理手数料券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日規則第36号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第18号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月28日規則第24号)

この規則は、令和6年6月7月1日から施行する。

別表(省略)

〇十日町市当間高原リゾート環境監視委員会条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 177 号

(設置)

第 1 条 当間高原リゾート開発に係る環境監視を実施するため、十日町市当間高原リゾート環境監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 25 人以内で組織し、次に定める者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 行政機関の職員

(3) 住みよい環境づくり審議会委員

(4) 関係集落代表

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(平 22 条例 5・平 29 条例 36・一部改正)

(委任)

第 7 条 委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 17 日条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 36 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

〇十日町市川西有機センター条例

平成 17 年 12 月 28 日
条例第 293 号

十日町市川西有機センター条例(平成 17 年十日町市条例第 178 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 未利用有機資源を堆肥化し、環境保全及び継続可能な循環型社会の構築を図るために、十日町市川西有機センター(以下「有機センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 有機センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
川西有機センター	十日町市木落 18 番地 2

(事業)

第 3 条 有機センターは、次の事業を行う。

- (1) 有機センターの管理運営に関すること。
- (2) 堆肥化する原料の搬入に関すること。
- (3) 有機堆肥の製造及び販売に関すること。
- (4) 環境保全型農業の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有機センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者の指定及び業務)

第 4 条 市長は、有機センターの管理を十日町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年十日町市条例第 80 号)の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 有機センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 堆肥化する原料の搬入に関する業務
- (3) 堆肥の製造及び販売に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、有機センターの管理に関する業務のうち、法令の規定により市長のみが行うことができるとされている権限に係る業務を除く業務

(処理区域及び利用範囲)

第 5 条 有機センターの処理区域及び利用範囲は、原則として十日町市川西支所の所管区域とする。

(利用料金)

第 6 条 有機センターで製造した堆肥又は堆肥の散布を利用しようとする者は、利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

3 利用料金は、別表で定める利用料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の免除)

第 7 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長と協議のうえ利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(管理運営の指導助言)

第 8 条 市長は、第 4 条第 2 項に掲げる業務に関し、必要に応じ指定管理者に指導又は助言するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 1 日条例第 33 号)

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表(省略)

○十日町市川西有機資源循環推進協議会規則

平成 17 年 4 月 1 日
規則第 135 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、十日町市附屬機関設置条例(平成 17 年十日町市条例第 36 号)第 4 条の規定に基づき、十日町市川西有機資源循環推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、所掌事務及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問又は必要に応じ、有機資源循環の推進施策について必要な事項を調査し、又は審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共団体及び公共的団体の役員又は職員
- (2) 農業生産組織の役員及び農業者
- (3) 市民代表
- (4) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されるときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長が適當と認める者は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、十日町市川西支所地域振興課において処理する。

(平 20 規則 17・平 25 規則 3・一部改正)

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(所掌事務の特例)

2 協議会は、合併前の川西町を対象地域とし、所掌事務を行うものとする。

附 則(平成 20 年 4 月 30 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の十日町市川西有機資源循環推進協議会規則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 1 月 15 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金交付要綱

平成26年4月1日
十日町市告示第143号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの活用を図ることで地球温暖化対策を推進することを目的に、住宅又は事業用の家屋等（以下「家屋」という。）に自然エネルギーを利用した機器及び設備（以下「補助対象機器等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（家屋の新築等により市へ転入を予定する者を含む。）又は市内に事業所を有する事業者
- (2) 自己の居住の用（事業者にあっては、自己の事業活動の用）に供するため、市内の既築又は新築住宅に補助対象機器等を設置する者
- (3) 市税に未納がない者
- (4) 未使用の補助対象機器等を設置する者
- (5) 自らの所有に属さない家屋において補助対象機器等を設置する場合にあっては、当該家屋の所有者から書面による承諾を得ている者
- (6) 補助金の交付申請をした年度内に補助対象機器等の設置を完了できる者
- (7) 別表第1に掲げる定置用蓄電池に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては、新設又は既設の太陽光発電設備と接続し、かつ、固定価格買取制度における買取契約の締結をしていない者又は固定価格買取制度における買取期間を満了した者
- (8) 過去にこの補助金の交付を受けたことのある者にあっては、過去にこの補助金の交付を受けた補助対象機器等と別表第1に掲げる補助対象機器等の区分が異なる補助対象機器等に対して、この補助金の交付を受けようとする者

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、補助対象者が設置する補助対象機器等の本体、附属機器等の購入及び工事に係る経費とし、補助対象機器等は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、別表第2に掲げる補助対象機器等の区分に応じた額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に要する経費内訳書又は見積書
- (2) 補助対象工事の内容及び補助対象機器等の形状、規格等が分かる資料
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 位置図
- (5) 第2条第5号に該当する場合にあっては、補助対象機器等を設置する家屋の所有者の承諾書
- (6) 第2条第7号に該当する場合にあっては、固定価格買取制度の買取契約の締結をしていないこと又は買取期間を満了し、かつ、変更認定を受けていることの誓約書

(7) 次のいずれかの書類

- ア 申請をする者が個人の場合は、住民票の写し。ただし、市へ転入を予定する者は、第9条の規定による実績報告時に提出するものとする。
 - イ 申請をする者が事業所の場合は、履歴事項全部証明書
- (8) 十日町市税条例施行規則（平成17年十日町市規則第65号）に規定する納税証明請求書の原本。ただし、市へ転入を予定する者は、提出は不要とする。
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その旨を十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金交付決定通知書（様式第2号の1）又は十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(事前着手の禁止)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する交付決定通知書が交付される前に、補助対象機器等の設置（以下「補助対象事業」という。）に着手してはならない。

(事業内容の変更)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更が適当と認めたときは、これを承認し、その旨を十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象機器等及び附属機器等の設置状況を示す写真
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後1月以内又は当該事業が完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の廃止)

第11条 交付決定者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金補助対象事業廃止届（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に、期限を定めてその返還を命ぜることができる。

(財産処分の制限等)

第14条 交付決定者は、補助対象事業により取得した設備等を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）の期間において、善良に管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(協力)

第15条 市長は、必要に応じ、交付決定者に対して、エネルギー使用量の報告、資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(十日町市ペレットストーブ購入費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 十日町市ペレットストーブ購入費補助金交付要綱（平成20年十日町市告示第48号）

(2) 十日町市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成23年十日町市告示第91号）

(3) 十日町市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱（平成24年十日町市告示第356号）

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、附則第2項各号に掲げる告示の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年十日町市告示第86号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年十日町市告示第26号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年十日町市告示第18号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年十日町市告示第4号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年十日町市告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第38号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年十日町市告示第26号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1・2（省略）

〇十日町市ごみ集積庫設置事業補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 10 日
十日町市告示第 31 号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の生活環境の向上に資するため、地域で設置するごみ集積庫に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の町内会等の合意に基づき、自らの町内等で利用するごみ集積庫を新設又は更新及び修繕を行う者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となるごみ集積庫は、自らの町内等で利用するもので、日常の交通、冬期間の除雪作業の支障とならない施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 設置場所の土地所有者又は管理者の許可又は承諾が得られていること。
- (2) 風水害又は積雪に耐えられる堅固な構造であること。
- (3) ごみの飛散及び鳥獣被害を防げる構造等であること。
- (4) 内部に資源ごみ収集かごを 3 個並べて置けること。
- (5) 屋根付きで底板等が深くなく、雨水が前面に落ちない構造であること。
- (6) 開口部は前面で、取り出し作業が容易であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に定めるごみ集積庫の新設又は更新及び修繕に係る経費とし、1 補助対象事業につき、新設又は更新については 5 万円を下回らないもの、修繕については 2 万円を下回らないものとする。ただし、その金額は消費税及び地方消費税を除外して算出するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 補助対象者が管理するクリーンステーションにごみ集積庫がなく、新設する場合及び、既存のごみ集積庫を更新する場合は、5 万円を上限とする。
- (2) 補助対象者が管理する既存のごみ集積庫を修繕する場合は、2 万円を上限とする。

2 前項の場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、ごみ集積庫設置事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 見積書、集積庫の図面
- (3) 設置場所の地権者等の承諾書
- (4) 現況の全景写真

2 同一年度内における第 2 条に規定する補助対象者の申請は、1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額の決定を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対してごみ集積庫設置事業補助金交付決

定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助事業の変更及び中止）

第8条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助対象経費の内容を変更しようとするときは、ごみ集積庫設置事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項のごみ集積庫設置事業補助金変更交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の変更を決定し、ごみ集積庫設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、ごみ集積庫設置事業補助金中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、ごみ集積庫設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、ごみ集積庫設置事業補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付をした補助金の全部若しくは一部を当該補助対象者から返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

（集積庫等の利用及び管理）

第12条 ごみ集積庫を利用する者は、ごみ集積庫及び設置場所周辺の美観並びに環境衛生に配慮し、事故のないよう適切に管理しなければならない。

（処分の禁止）

第13条 この事業により取得したごみ集積庫は、譲渡、廃棄その他の処分をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年十日町市告示第379号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第75号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年十日町市告示第62号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年十日町市告示第37号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(環境基準・規制基準等)

◎ 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

項目 類型	私用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以 下	25 mg/L 以 下	7.5 mg/L 以 上	50MPN/100mℓ 以 下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以 下	25 mg/L 以 下	7.5 mg/L 以 上	1,000MPN/100mℓ 以 下
B	水道 3 級、水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以 下	25 mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	5,000MPN/100mℓ 以 下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以 下	50 mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以 下	100 mg/L 以 下	2 mg/L 以 上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以 上	—

備考 1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業用利水点については、pH6.0 以上 7.5 以下、DO5 mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2 水道 2 級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

3 水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級:コイ、フナ等、βー中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

4 工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

◎ 人の健康の保護に関する環境基準

環境基準項目	基準値	環境基準項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

注)「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

◎ 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4 mg未満であること。	ジクロロメタン	0.02 mg以下であること
		四塩化炭素	0.002 mg以下であること
		1,2-ジクロロエタン	0.004 mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg以下であること
有機燐	検液中に検出されないこと	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg以下であること
鉛	0.01 mg以下であること	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg以下であること
六価クロム	0.05 mg以下であること	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき15 mg未満であること	トリクロロエチレン	0.03 mg以下であること
		テトラクロロエチレン	0.01 mg以下であること
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg以下であること
総水銀	0.0005 mg以下であること	チウラム	0.006 mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	0.003 mg以下であること
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg以下であること
銅	農用地(田に限る)において、土壤1kgにつき125 mg未満であること	ベンゼン	0.01 mg以下であること
		セレン	0.01 mg以下であること
ふつ素	0.8 mg以下であること	ほう素	1 mg以下であること
クロロエチレン	0.002 mg以下であること	1,4-ジオキサン	0.05 mg以下であること

備考 1. 環境上の条件のうち、特に説明のない項目は検液1Lにつきの濃度をいう。

2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNをいう。

◎ ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	環 境 基 準	備 考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下	環境基準が達成されている場合であっても、250pg-TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施
水質	1pg-TEQ/L 以下	年間平均値
水質の底質	150pg-TEQ/g 以下	平成14年9月1日から適用

◎ 有害物質に係る排水基準(全国一律排水基準)

項 目	許 容 限 度	項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	シスー1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
		ベンゼン	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ほう素及びその化合物	10 mg B/L (海域 230 mg B/L)
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ふつ素及びその化合物	8 mg F/L (海域 15 mg F/L)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 に0.4を乗じたもの、亜硝酸窒素・ 硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

・この排水基準は、すべての工場・事業場に適用する。

◎ 騒音に係る環境基準及び騒音・振動・悪臭規制基準

【騒音等規制法の規制区域区分と都市計画法の用途地域等との関係】

用途地域	環境基準	騒音規制法	振動規制法	要請限度	悪臭防止法(県)
第1種住居専用地域	A 類型	第2種区域	第1種区域	a区域	第1種区域
第2種住居専用地域					
第1種住居地域	B 類型	第3種区域	第2種区域	b区域	第2種区域
第2種住居地域					
近隣商業地域	C 類型 ※大店舗法も同じ	第4種区域	c区域	第3種区域	第3種区域
商業地域					
準工業地域					
工業地域					

※一般的な類型で必ずしも一致しない場合があります。

【騒音に係る環境基準】

○一般地域(道路に面する地域以外)

地域の類型	基 準 値(dB)	
	昼 間	夜 間
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

※昼間:午前6時～午後10時

夜間:午後10時～午前6時

○道路に面する地域

地域の類型	基 準 値(dB)	
	昼 間	夜 間
A 地域 2車線以上	60 以下	55 以下
B 地域 2車線以上	65 以下	60 以下
C 地域 1車線以上	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下

【自動車騒音に係る要請限度】

区 域 の 区 分	要 請 限 度 (dB)	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
a・b区域の1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域の2車線以上を有する道路に面する区域	70	65
b区域の2車線以上・c区域の車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

【特定施設(工場等)に係る騒音・振動の規制基準】

○騒音(法及び県条例)

区域区分	朝	昼間	夕	夜間
(対象時刻)	6～8	8～18	18～21	21～6
第1種区域	40	50	40	40
第2種区域	50	55	50	45
(対象時刻)	6～8	8～20	20～22	22～6
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	60

○振動(法)

区域区分	昼間	夜間
(対象時刻)	8～19	19～8
第1種区域 第2種区域	60	55
(対象時刻)	8～20	20～8
第3種区域 第4種区域	65	60

【特定建設作業に係る規制基準(騒音・振動)】

規 制 種 別	区 域 の 区 分	規 制 基 準
基準値	① ②	85dB(騒音)、75dB(振動)
作業禁止時刻	①	19:00～7:00
	②	22:00～6:00
1日あたりの作業時間	①	10時間/日を越えないこと
	②	14時間/日を越えないこと
作業期間	① ②	連続6日を越えないこと
作業禁止日	① ②	日曜日、その他の休日
区域の区分	①	第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80mの区域
	②	指定区域のうち、①区域以外の区域

【深夜営業騒音の規制基準(県条例)】

区域区分	基準値	音響機器の使用制限	対象時刻
第1種区域	40	23時～6時まで禁止	22時～6時
第2種区域	45		
第3種区域	50		
第4種区域	60		

【悪臭(県条例)】 ※臭気指数規制

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	
許容限度 (臭気指数)	10	12	13	気体 (敷地境界)
許容限度 (臭気指数)	26	28	29	排出水

【騒音・振動に係る特定施設一覧表】

施設の種類	騒音特定施設		振動特定施設	
	騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が 22.5 kW以上のもの	すべてのもの	—
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力が 3.75 kW以上のもの	ロール式のもの	—
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの		矯正プレスを除くすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	定格出力が 3.75 kW以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力が 1 kW以上のもの
	鍛造機	すべてのもの		すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの		定格出力が 37.5 kW以上のもの
	プラスト	タンプラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの		—
	タンブラー	すべてのもの		—
圧縮機及び送風機	研磨機	—	工具用を除く	—
	切断機	といしを用いるもの		—
圧縮機及び送風機	自動旋盤	—	棒材加工用のもの	—
	圧縮機	空気圧縮機で定格出力が 7.5 kW以上のもの	定格出力が 3.75 kW以上のもの	定格出力が 7.5 kW以上のもの
	送風機	定格出力が 7.5 kW以上のもの	定格出力が 3.75 kW以上のもの	—

土石用又は鉱物用の 破碎機、摩碎機、ふる い及び分級機		定格出力が 7.5 kW 以上のもの		定格出力が 7.5 kW 以上のもの	すべてのもの
織維 機械	織機	原動機を用いるもの		原動機を用いるもの	
	撚糸機	—	すべてのもの	—	—
建設用 資材製 造機械	コンクリート プラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練 機の混練容積が 0.45 m ³ 以上のもの		—	—
	アスファルト プラント	混練機の混練容積が 200 kg 以上のもの		—	—
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が 7.5 kW 以上のもの		—	—
木材加 工機械	ドラム バーガー	すべてのもの		すべてのもの	
	チッパー	定格出力が 2.25 kW 以上のもの	すべてのもの	定格出力が 2.2 kW 以上のもの	
	碎木機	すべてのもの		—	—
	帯のこ盤	製材用のものは定格 出力が 15 kW 以上のも の、木工用のものは 定格出力が 2.25 kW 以 上のもの	定格出力が 0.75 kW 以上のもの	—	—
	丸のこ盤	—		—	
	かんな盤	定格出力が 2.25 kW 以上のもの	定格出力が 0.75 kW 以上のもの	—	—
抄紙機		すべてのもの		—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力が 2.2 kW 以上のもの	
合成用樹脂用 射出成形機		すべてのもの		すべてのもの	
鋳型造型機		ジョルト式のもの		ジョルト式のもの	
バーナー		—	バーナーの燃焼能 力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの	—	—
電気炉		—	すべてのもの	—	—
キューポラ		—	すべてのもの	—	—
遠心分離機		—	直径 1.2m 以上のもの	—	直径 1.2m 以上のもの
コンクリー トブロック 製造機 等	コンクリートブロッ ク製造機	—	すべてのもの	定格出力の合 計が 2.95 kW 以上のもの	すべてのもの
	コンクリート管及 びコンクリート柱 製造機	—	すべてのもの	定格出力の合 計が 10 kW 以 上のもの	すべてのもの
ドラム缶洗浄機		—	すべてのもの	—	—
スチームクリーナー		—	すべてのもの	—	—

ポンプ	—	定格出力が 3.75 kW 以上のもの	—	定格出力が 3.75 kW 以上のもの
天井走行クレーン及び 門型走行クレーン	—	定格出力が 7.5 kW 以上のもの	—	—
集じん装置	—	すべてのもの	—	—
冷凍機	—	往復動式、ロータリ ー式又は遠心式の もので、原動機の 定格出力が 3.75 kW 以上のもの	—	—
クリーニングタワー	—	定格出力が 0.75 kW 以上のもの	—	—
ゴム練用及び合成樹脂 練用のロール機	—	—	カレンダーロール機以外のもので 定格出力が 30 kW以上のもの	
ディーゼルエンジン 及びガソリンエンジン	—	—	—	船舶車両の原動機と して使用するものを 除き、定格出力が 15 kW以上のもの
オシレーティング コンベア	—	—	—	すべてのもの

【騒音規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業一覧表】

特 定 建 設 作 業 の 種 類 (騒 音 関 係)		法律	県条例
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えないものに限る)	○	○
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	○	○
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	○	○
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 kW以上のものに限る)を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 kW以上のものに限る)を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 kW以上のものに限る)を使用する作業	○	○
9	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る)	—	○

【振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業一覧表】

特 定 建 設 作 業 の 種 類 (振 動 関 係)		法律	県条例
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	○	—
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	—
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	○	—
4	ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超 えない作業に限る)	○	—

【騒音の大きさの例】

120dB	飛行機のエンジン近く	聴力機能に障害
110dB	自動車の警笛(直近)	
100dB	電車が通る時のガード下	きわめてうるさい
90dB	大声による独唱・騒々しい工場の中	
80dB	走行中の電車の車内	うるさい
70dB	騒々しい事務所の中、セミの鳴き声(直近)	
60dB	走行中の静かな乗用車、普通の会話	普通
50dB	静かな事務所	
40dB	図書館、静かな住宅地の昼	静か
30dB	郊外の深夜、鉛筆での執筆音	
20dB	木の葉のふれ合う音、雪の降る音	きわめて静か

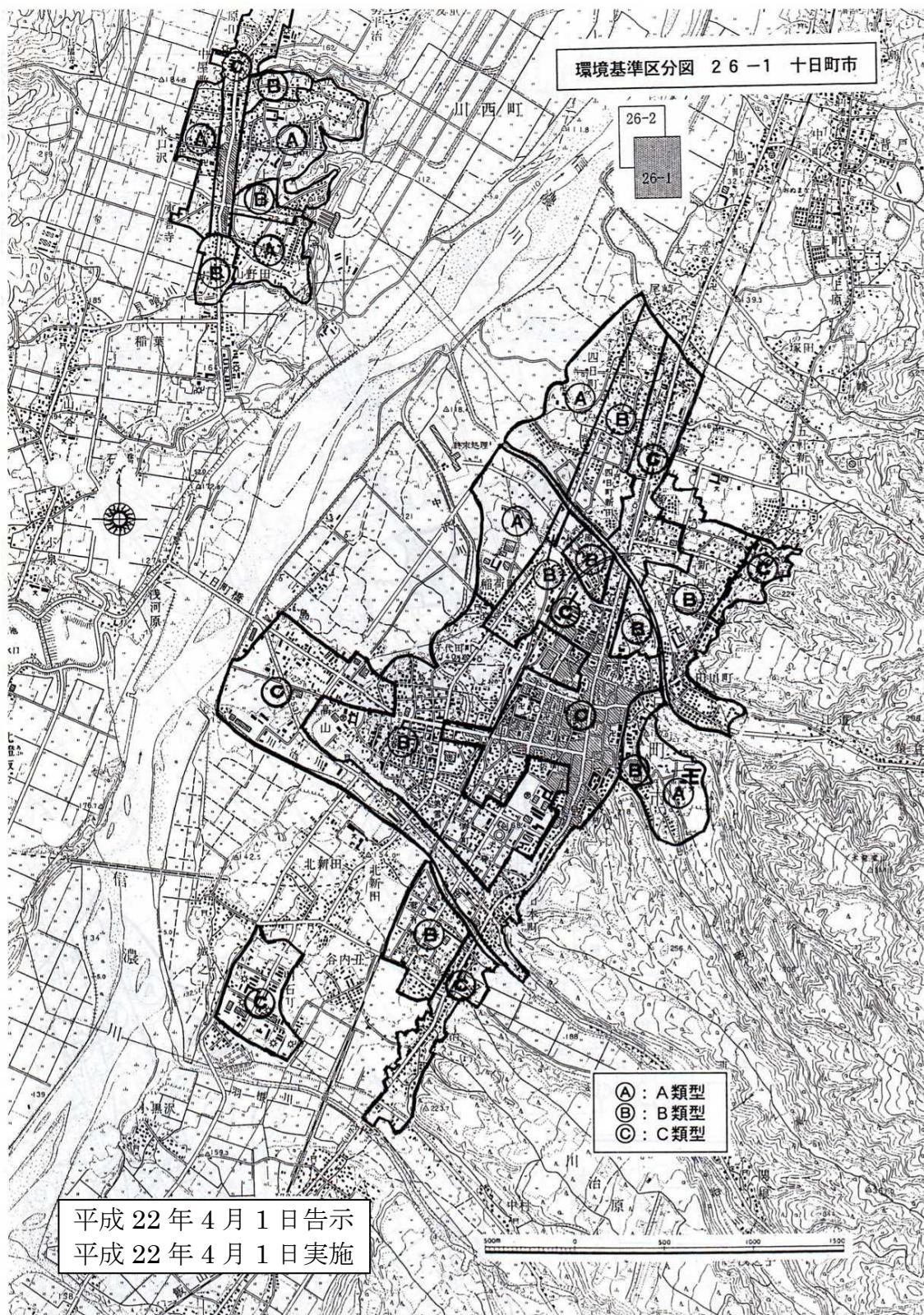
※上記は目安であり、その場の状況や条件等により感じ方や大きさは違います。

【振動の大きさの例】

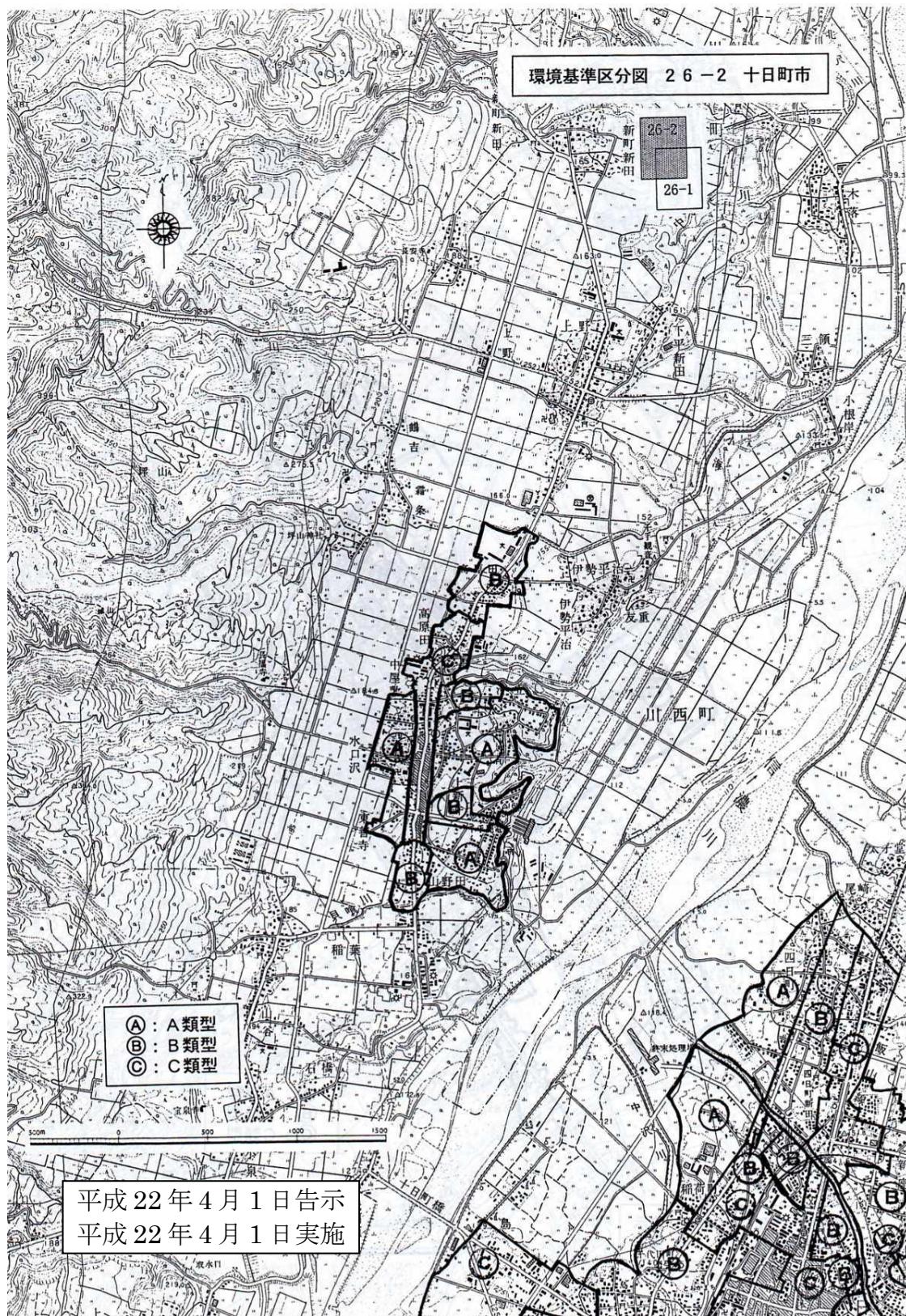
100dB	震度5 強震	家壁が亀裂を生じ、墓石などが倒れる
90dB	震度4 中震	家屋の動搖激しく、座りの悪い器物が倒れる
80dB	震度3 弱震	家屋の動搖、電灯、器内の水面が動く
70dB	震度2 軽震	一般の人が感じ、障子戸がわずかに動く
60dB	震度1 微震	静止している人だけに感じる
55dB	震度0 無震	感じない

(地域指定図等)

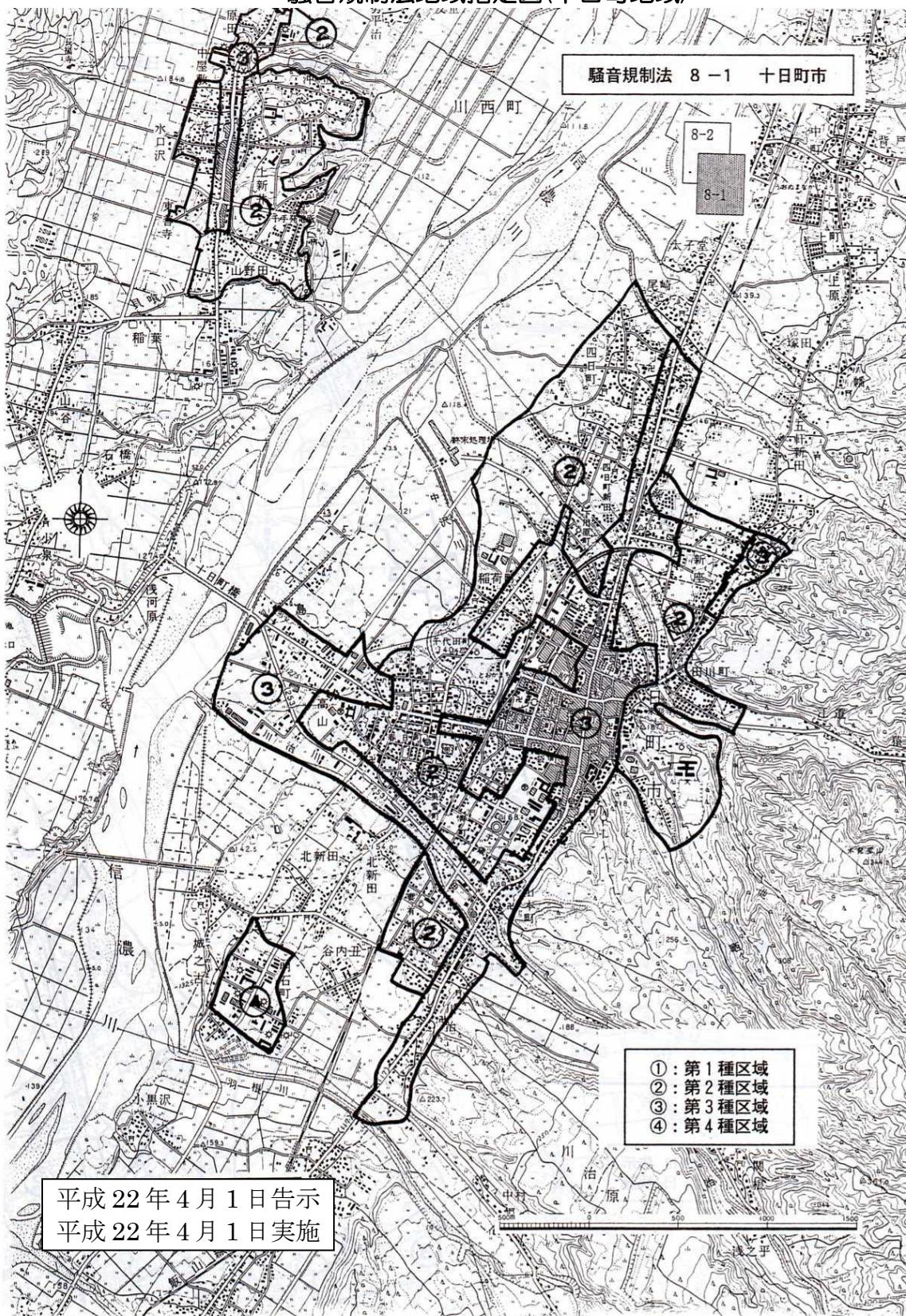
騒音に係る環境基準の地域類型指定図(十日町地域)



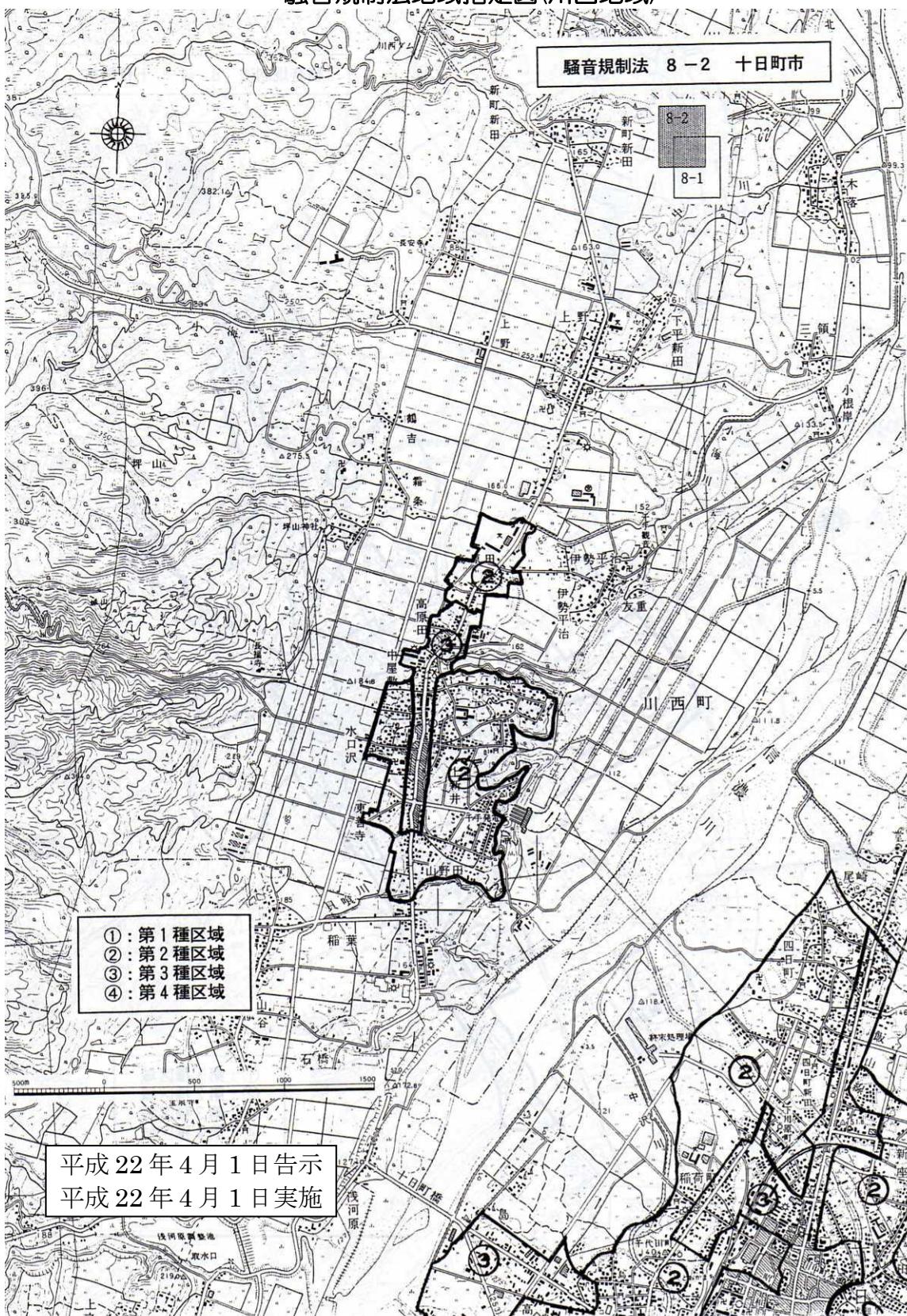
騒音に係る環境基準の地域類型指定図(川西地域)



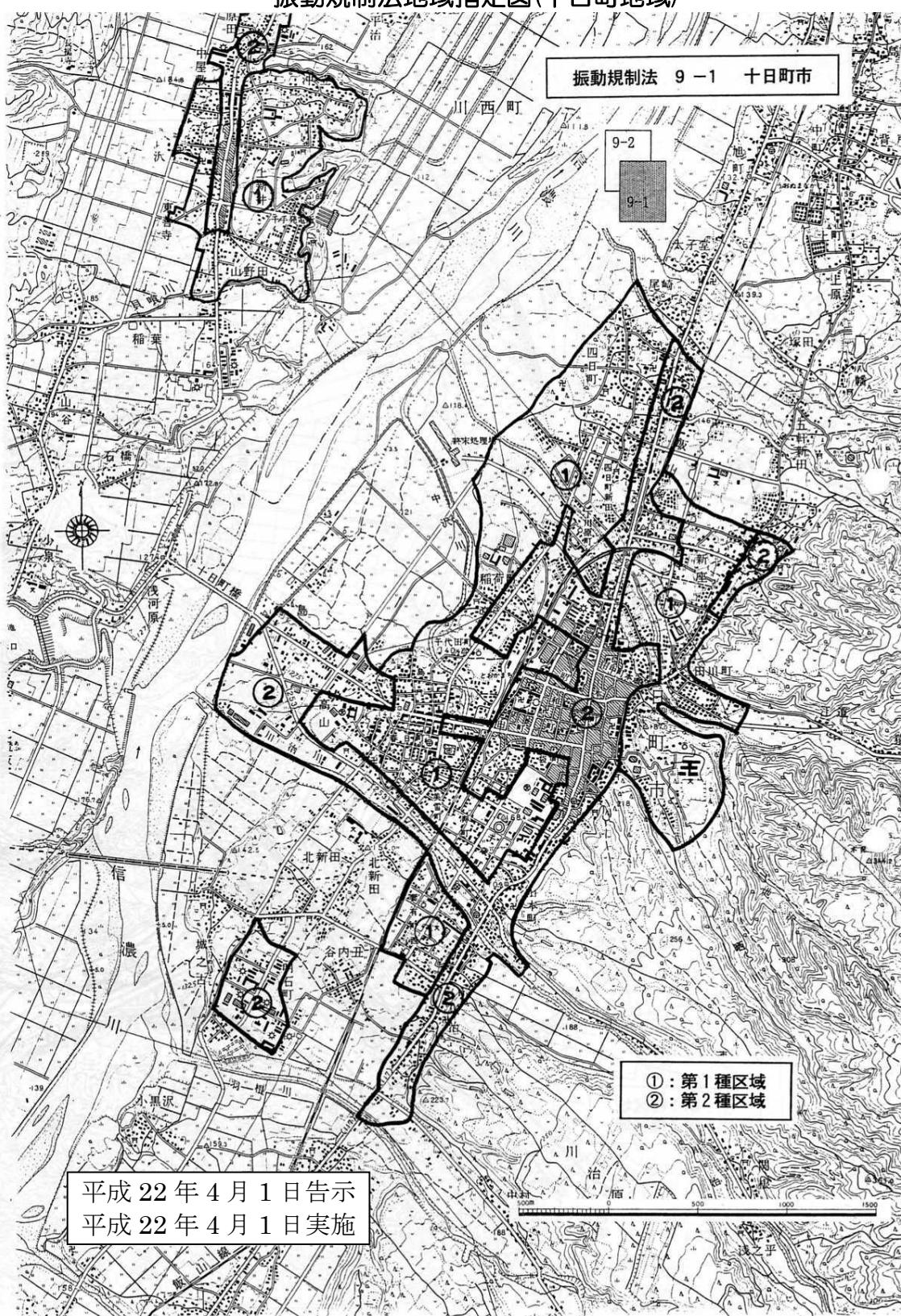
騒音規制法地域指定図(十日町地域)



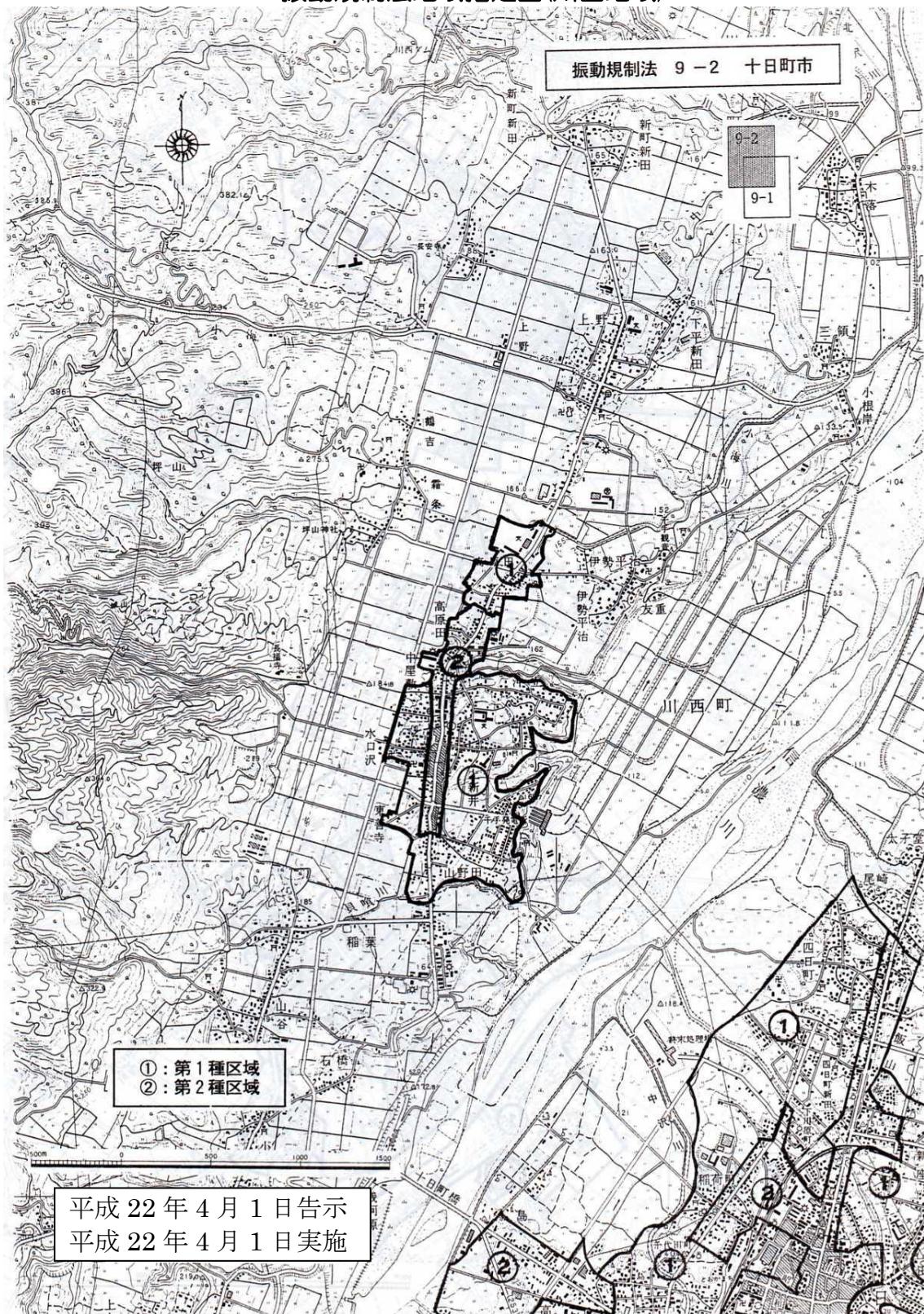
騒音規制法地域指定図(川西地域)



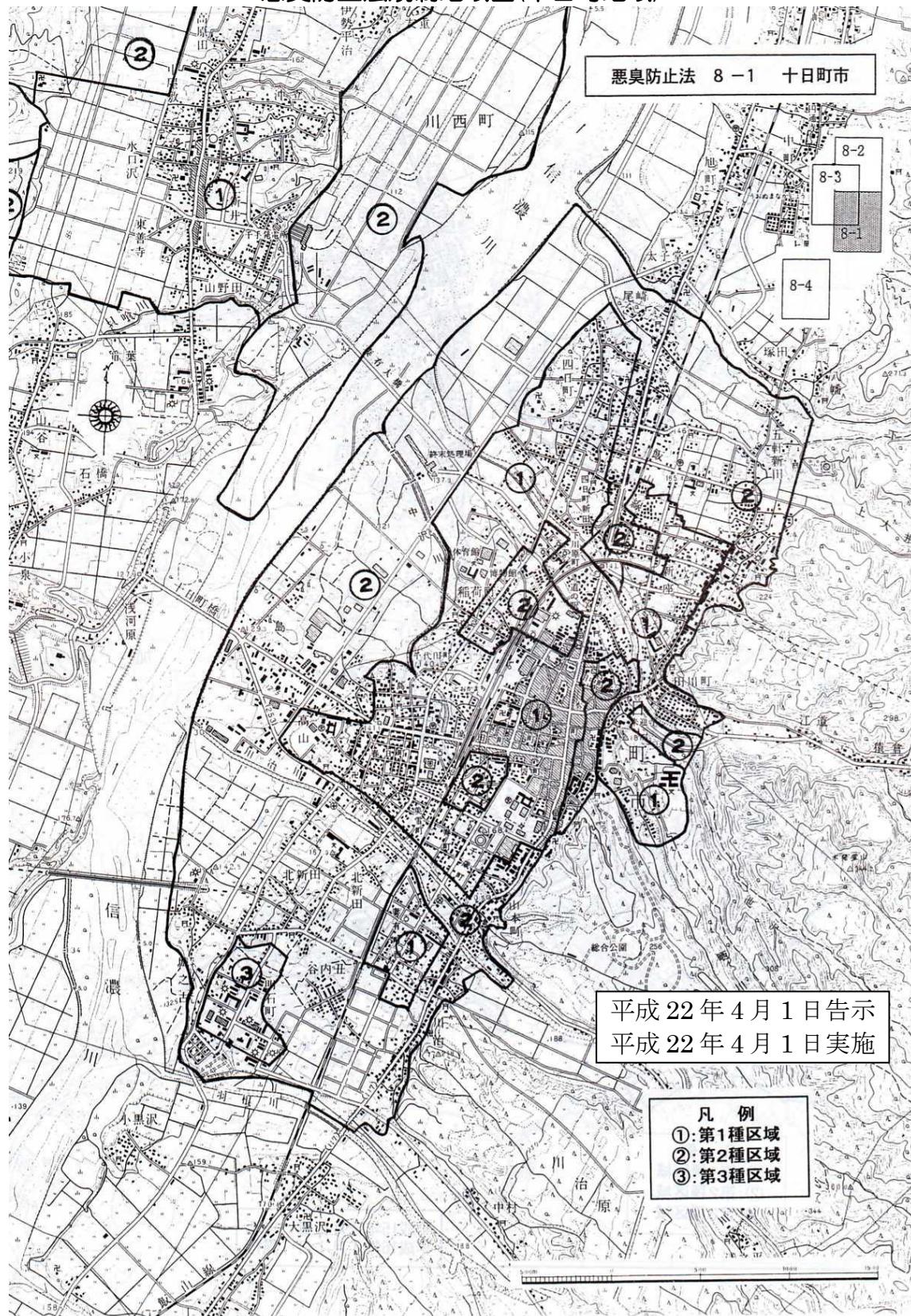
振動規制法地域指定図(十日町地域)



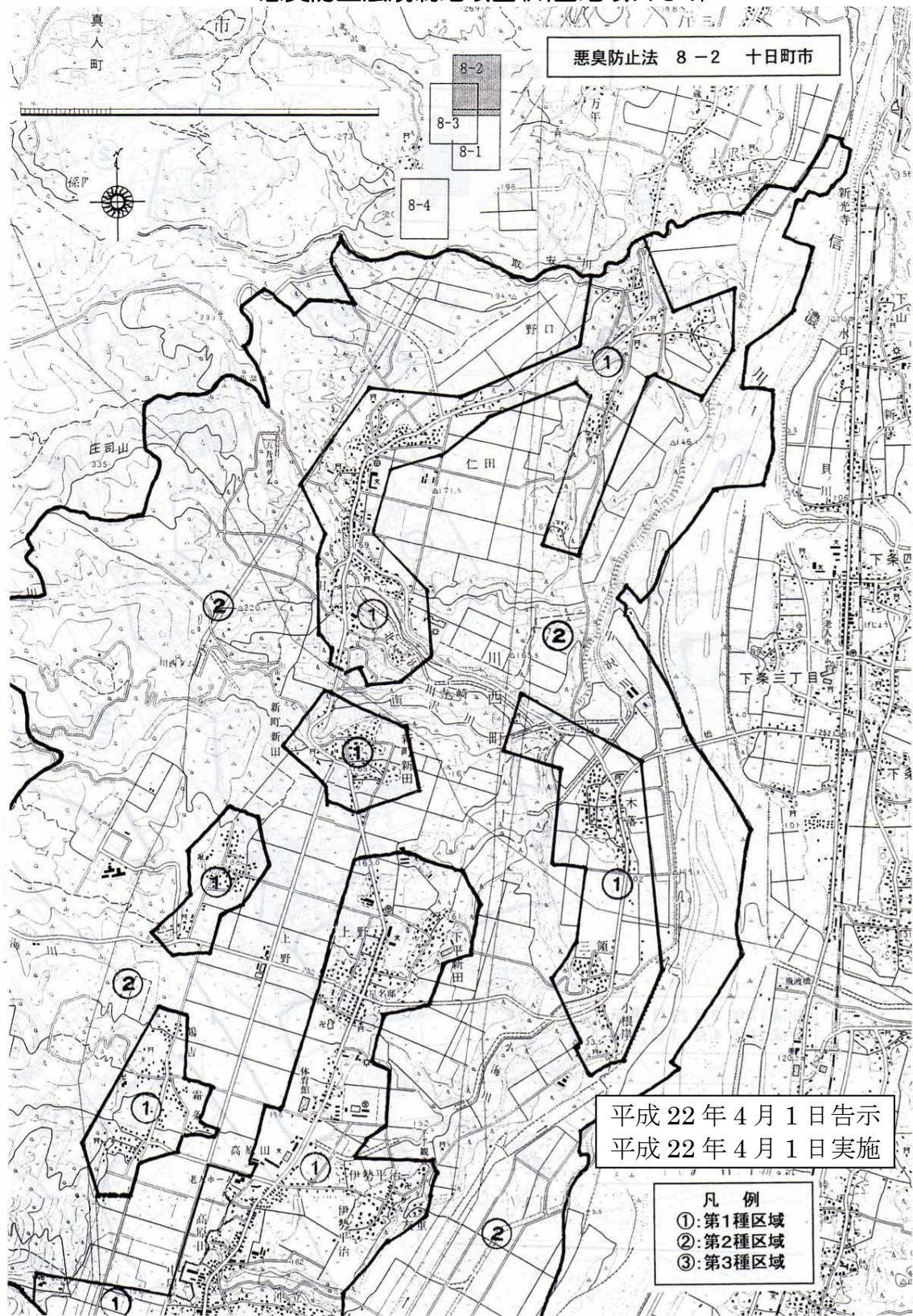
振動規制法地域指定図(川西地域)



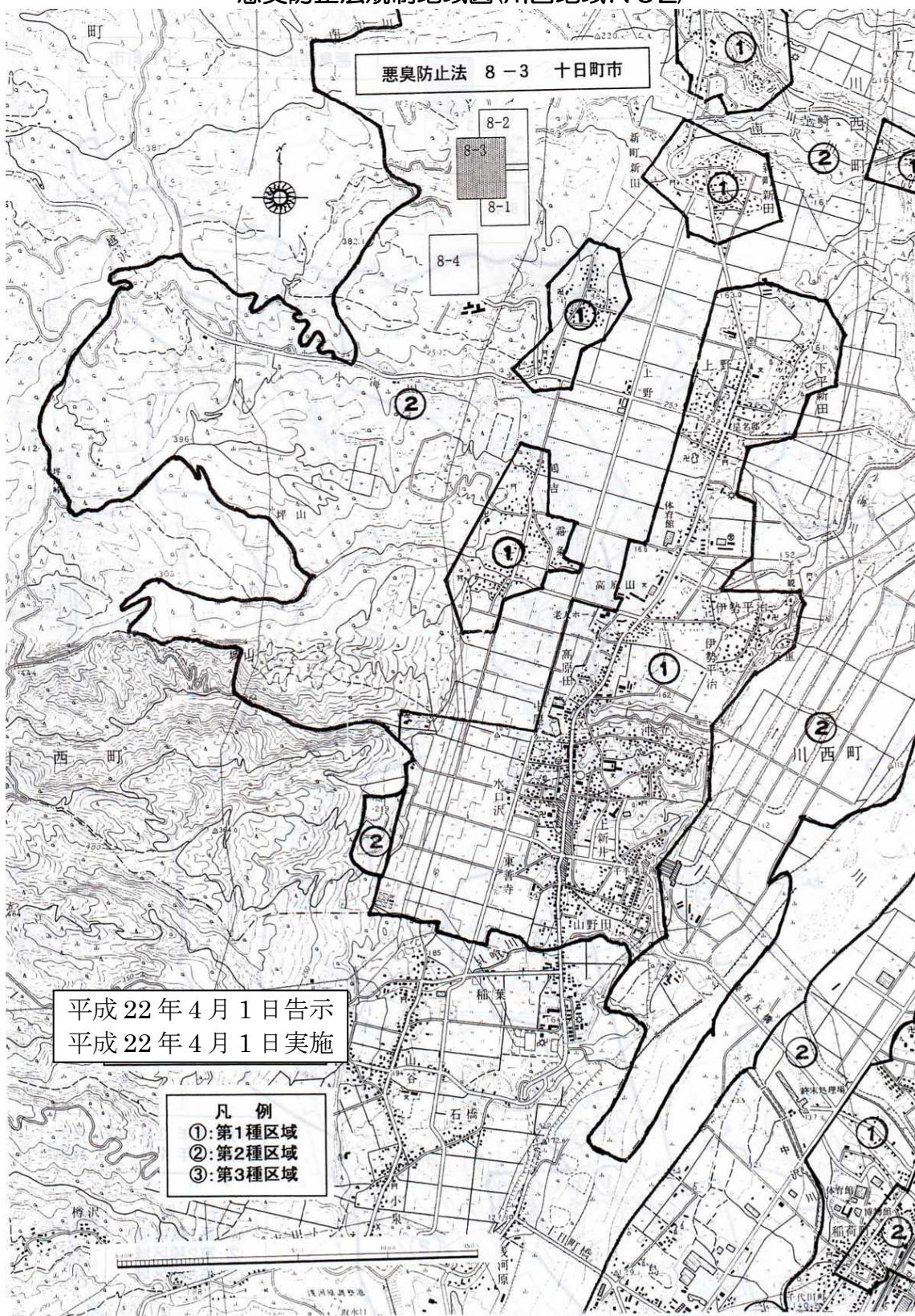
悪臭防止法規制地域図(十日町地域)



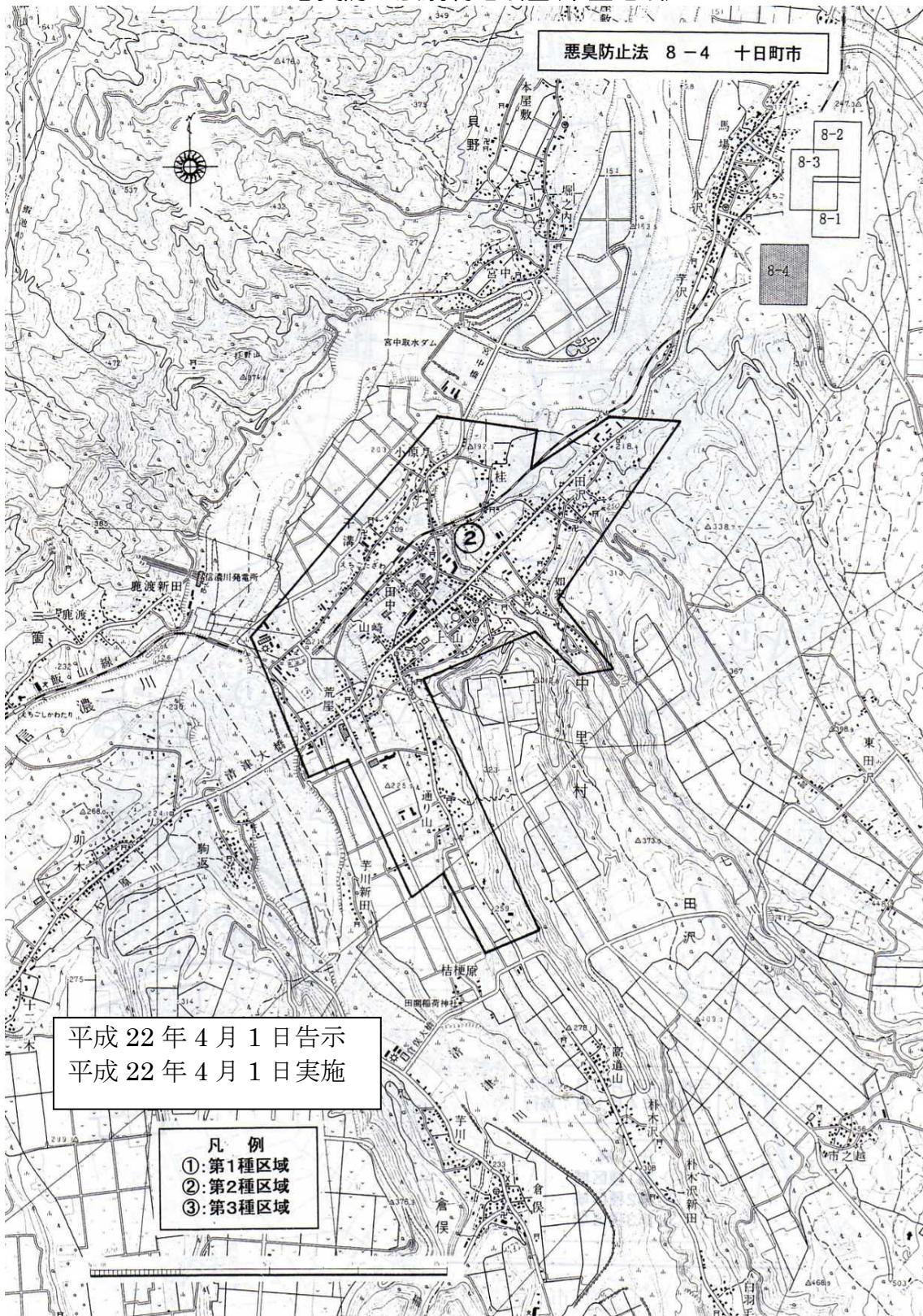
悪臭防止法規制地域図(川西地域No.1)



悪臭防止法規制地域図(川西地域No.2)



悪臭防止法規制地域図(中里地域)



(用語の解説)

一般廃棄物

工場など事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物は市町村が処理計画をたて、計画的に収集し、処理することとされています。

また、一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が自ら処理を行い、事業系のものは事業者がその責任において処理するのが原則となっています。

温室効果ガス

太陽により暖められた地表からの赤外線放射エネルギーを吸収して熱に変え、温暖化を促す大気中の気体の総称です。産業や生活により排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類など数十種類が知られており、そのおよそ8割は石油、石炭などの化石燃料の燃焼によって生じるといわれています。

化学的酸素要求量(COD)

海域や湖沼の汚染の度合を示す指標です。水中の有機物などの汚濁物質が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤などによって酸化するときに消費される酸素の量でmg/lであらわされます。数値が高いほど、水中の汚濁物質の量が多いことを示しています。

合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂などの生活雑排水を戸別に処理する浄化槽です。合併処理浄化槽の設置は、家庭から排出される汚水の河川などへの直接流入を防ぐことになるため、河川や地下水などの汚濁を軽減する効果があります。

家電リサイクル法

一般家庭や事業所から排出される家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵(凍)庫・洗濯機(衣類乾燥機含む))から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量すると共に、資源の有効利用を推進するための法律です。小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化(リサイクル)等が義務づけられ、消費者(排出者)には廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うなど、それぞれの役割分担を定めています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を指します。大気汚染、水質汚濁(地下水を含む)、土壤汚染、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。十日町市では、住みよい環境づくり条例によって、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画の策定が義務付けられています。

環境基本法

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに環境保全施策の基本となる事項を定めた法律です。現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境騒音

ある地点において、特定の音源がはつきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいいます。

環境の日・環境月間

わが国の環境基本法の規定により、6月5日が「環境の日」と定められています。この日は国連の「世界環境デー」であり、これは1972年にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して定められました。また、6月は環境月間とされており、これらは、事業者及び国民の間に広く環境についての関心と理解を深め、積極的に環境保全のための活動を推進するためのものです。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

環境保全協定(公害防止協定)

法令や県条例の基準を遵守し、その範囲内において、企業の公害防止対策の実施だけでは不十分と判断されるものについて、行政機関や住民等が公害発生企業等と「協定」を結び、法令や条例より厳しい具体的な規制条項を規定することにより、公害の発生を未然に防止しようとするものです。

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業(排出権購入)による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称です。

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すると、化石燃料と同様にCO₂を発生しますが、植物は成長過程で光合成によりCO₂を吸収しており、ライフサイクル全体でみると大気中のCO₂を増加させず、収支はゼロと考えられます。このCO₂の増減に影響を与えない性質のことをいいます。

地球温暖化防止、循環型社会の構築に貢献する新たな資源として、植物など生物由来の燃料であるバイオマスが注目されています。

近隣騒音

一般家庭から出るピアノやクーラーの音、飲食店などの営業に伴う音、物売りの拡声器の音などを近隣騒音と言い、工場、事業場、建設作業、自動車、鉄道、飛行機からの騒音と区別しています。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のことです。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域や水路のことで、工場、事業場から公共用水域に排出するときは、水質の規制基準が適用されます。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するために必要な場所・設備の通称です。産業廃棄物最終処分場には、安定型(廃プラスチックなど)、管理型(汚泥など)、遮断型(有害物質を埋立基準以上含む廃棄物)があります。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力・潮力、流水、温度差、バイオマスなど、地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。されて枯渇することのないエネルギーのことです。その大きな特徴は「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない(増加させない)」の3点です。

再生資源

使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち、有用な資源として利用できるものあるいはその可能性があるものをいいます。

里山

人里近くにある、生活に結びついた山や森林のことです。薪(たきぎ)や山菜の採取などに利用されます。適度に人の手が入ることで生態系のつりあいがとれている地域を指し、山林に隣接する農地と集落を含めていうこともあります。集落の近くにあり、まきや炭を探るために木を伐採したり、山菜やきのこなどを採取したりするなど昔から人間の生活にかかわりの深い山のことをいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指します。産業廃棄物は排出事業者に処理責任があり、自ら処理するか、県の認可を受けた処理事業者に委託して適正に処理しなければなりません。

J-クレジット

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

自然公園

すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進のため、区域を定めて指定される公園のことです。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類があります。

自然環境保全地域

貴重な自然環境を適正に保全するため、新潟県自然環境保全条例により自然環境保全地域と緑地環境保全地域が指定されています。

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)

日本の省エネ政策の根幹となるもので、石油危機を契機に1979年に制定されました。工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するための法律です。

工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、需要家の電力ピーク対策、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めています。

省エネ法が直接規制する事業分野は、「工場等(工場・事務所その他の事業場)」、「輸送」、「住宅・建築物」、「機械器具等(エネルギー消費機器等または熱損失防止建築材料)」の4つです。

循環型社会

日々の活動において再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入ができるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ社会のことをいいます。平成12年には、循環型社会形成促進基本法が施行され、この法律を基本的枠組み法として個別のリサイクル法が次々と制定、改正されました。

振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。公害振動の大きさは物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による振動感覚補正をくわえたもので、dB(デシベル)で表します。

水素イオン濃度指数(pH)

pHというのは、水素イオンの数の対数で、酸性、アルカリ性の強さを表したもので。数字が7のときは中性、7よりも小さいときは酸性、7よりも大きいときはアルカリ性になります。レモンの汁は約2、ビールは約4です。水道水の水質基準は5.8~8.6と決められています。

また、農業(水稻)用水は、6.0~7.5が望ましいとされています。

3R(リデュース・リユース・リサイクル)

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードが「3R」です。

3Rとは、Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったものです。そして、3Rは、順番が大切です。まず、資源の消費を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生利用(Recycle)することをいいます。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に影響を及ぼすものとして定められた項目をいい、現在、水素イオン濃度、生物化学的酸素量、浮遊物質量、大腸菌群数などの12項目が定められています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川などの水の汚れの度合を表す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によ

って分解されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものです。この数値が高いほど、水中の有機物質の量が多いことになります。アユは2mg/L、コイは3mg/L、フナは5mg/L以下であれば棲むことができます。

生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)

野生生物種の減少の深刻化、その原因となっている生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念等の問題への国際的な対策として、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための包括的枠組みとして、1992年6月に署名開放された条約です。①生物の多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分の3つを目的として定めています。

騒音

典型七公害の1つであり、「好ましくない音、不必要的音」をいい、それを聞く人の主観的な判断にもよるもので、「大きい音」「不快な音」「妨害する音」「障害を起す音」などが挙げられます。

騒音レベル

JISで規定される指示型の騒音計で測定して得られるdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表します。一般的には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した数値をデシベル(dB)で表します。

ダイオキシン類

有機塩素化合物である塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称です。塩素のつく位置や数によって、約200種類以上の化合物があり、その中で特に毒性が強いものは、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンです。除草剤等農薬を製造する際に、副産物として生成するほか、ごみ焼却場からの排出が問題となっています。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。検水1ml中の個数または、検水100ml中の最確数(MPN)で表されます。

地球温暖化

大気中にある二酸化炭素(CO₂)やメタン、フロンなどの温室効果ガスが増え過ぎ、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎることで、気温が上昇したり、地球全体の気候が変化することです。物が燃えることなどにより発生する二酸化炭素は「温室効果ガス」と呼ばれ、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収し、地球の気温を高く保つ効果を持っています。地球の平均気温が変化することにより、さまざまな変化や影響が生じることが懸念されています。暖化の進行を食い止めるためには、1.5度を目指して温室効果ガス(CO₂など)の排出量を減少させていくとともに、すでに生じている悪影響への備え(適応)を進めていくことが必要となります。

地球環境問題

地球環境問題とは、その原因と結果が世界各国に共通して見られ、影響や被害が一国の国内にとどまらず国境を越え(空間的広がり)、また現在の世代だけでなく次の世代にまで及ぶ(時間的広がり)もので、これが地球規模で進行する環境問題を指します。

具体的には「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「酸性雨」「熱帯林の減少」「野生生物種の減少」「砂漠化」「海洋汚染」「有害廃棄物の越境移動」「開発途上国の公害」の9つが挙げられるほか、近年では「人口爆発」「食料問題」「エネルギー資源の枯渇」などが新たに地球環境問題として取り上げられています。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称です。亜酸化窒素(一酸化二窒素)N₂O、一酸化窒素NO、二酸化窒素NO₂などが含まれ、化学式からNO_x(ノックス)と略称されます。自然界において、雷や土壤中の微生物によっても生成されます。石油や石炭など窒素分が含まれる化石燃料が燃焼することでも発生し、大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質です。またN₂Oは温室効果ガスの一種です。

中間処理

廃棄物を最終処分する前に行われる焼却、脱水、乾燥、中和、破碎など、量を減らしたり、性質を安定させたり、無害化するために行う処理のことをいいます。可燃ごみの焼却や粗大ごみの破碎などはこの中間処理に当たります。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のことです。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されます。また、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために鳥獣の繁殖施設の設置その他の保全事業が実施されます。

低公害車(エコカー)

自動車から出る大気汚染物質の排出量が少ない、又はまったく排出されない自然環境への負荷が少ない自動車を指します。最近では燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称しています。電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス(CNG)自動車、燃料電池自動車が一般的には知られています。低公害車の認定を受けた自動車は税制面で優遇されるなどの特典が設けられています。

低周波音

周波数がおよそ 100 ヘルツ以下の特に低い音のことで、このうち 20 ヘルツ以下を超低周波音といいます。低周波音の発生源となりやすいものとしては、風や波浪といった自然物の音をはじめ、トラックやバスに使われているディーゼルエンジン、空調の室外機の音などがあります。

典型7公害

(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壤汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下、(7)悪臭を公害としており、これらを総称して典型7公害といい、1967 年(昭和 42 年)に制定され平成5年年 11 月に廃止された公害対策基本法で規定され、環境基本法に引き継がれています。

等価騒音レベル(L_{Aeq})

騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合(非定常音、変動騒音)に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

特定外来生物

外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があるとされる生物のこと。特定外来生物被害防止法に基づき指定されています。

特定外来生物は、原則として輸入、飼育栽培、移動などが禁止されており、野生化した個体を見た場合に捕獲して持ち帰る、といった行為も禁止されています。

特定外来生物に指定されている生物の例として、カミツキガメ、ブルーギル、セアカゴケグモ、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウなどがあります。

二酸化炭素(CO₂)

地球環境中にごくありふれた物質で生物の呼吸や石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。地球大気中での濃度は微量ですが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15°C 前後に保っています。

大気中濃度は産業革命以前 280ppm 程度でしたが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、現在では 400ppm 以上まで上昇しています。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ゴミ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスのことで、メタン、二酸化炭素が主成分です。発生したメタンをそのまま利用したり、燃焼させて電力などのエネルギーを得たりします。バイオガスは非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されており、近年では化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして、注目されています。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼びます。バイオマスの種類には 1.廃棄物系バイオマス、2.未利用バイオマス、そして 3.資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)があります。

太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。石油等化石資源は、地下から採掘すれば枯渇しますが、植物は太陽と水と二酸化炭素があれば、持続的にバイオマスを生み出すことができます。このようなバイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、化石資源を燃焼させて出る二酸化炭素と異なり生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれています。

バイオマス産業都市

地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域です。平成 25 年度から、関係 7 府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で選定し、バイオマス産業都市構想の具体化に向けた取組を推進しています。

ばいじん

物の燃焼等に伴って発生するすすなどで、固体の粒子状物質をいいます。大気汚染防止法では、煤煙の一種として定義され、排出規制の対象となっています。

PCB(ポリ塩化ビフェニール)

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCB の特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、毒性が強いことから、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PM2.5

大気中に浮遊している直径 $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子のことで、從来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM: $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子です。微小粒子状物質という呼び方をされることもある大気汚染の原因物質の一つで、石炭の燃焼より生じた粒子や自動車の排気ガスなど人工の大気汚染物質に由来します。

PM2.5 は非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

ppm(Parts per million)

100 万分の 1 を表す単位で、主に化学分野において物質の濃度を示す単位として用いられます。たとえば希釀液の濃度や、あるいは大気中の汚染物質の濃度といった、ごく少量含有されている物質の濃度などを扱う単位です。

1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1 m^3 の中に、その物質が 1 cm^3 含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1 kg の中に、その物質が 1 mg 含まれていることを表します。

ヒートポンプシステム

水や不凍液等の熱媒体を循環させて高い温度の物体(空気、水、地中等)から熱を奪い、低い温度の物体(空気、水、地中等)に伝えるしくみのことです。

少ない投入エネルギーで熱を集め、効率的に大きな熱エネルギーとして利用でき、家庭のエアコン、冷蔵庫、ヒートポンプ給湯器(エコキュート)など幅広く用いられています。空気熱のほか、地下水、地中熱、下水熱など未利用熱エネルギーを活用できる技術として注目されています。

ビオトープ

ギリシャ語で生物を意味するBioと場所を意味するTopeから創られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間の単位のことです。「自然」を「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、人と生き物とが共存できる空間づくりを意図した言葉です。

非化石証書

石油や石炭などの化石燃料を使っていない「非化石電源」で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、証書にして売買する制度を意味します。

BDF(バイオディーゼル燃料)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称で、CO₂削減の手段として注目されています。

ピコグラム(pg)

1グラムの1兆分の1の重さを表す単位です。

不法投棄

廃棄物を、定められた方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄することをいいます。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壤、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因になります。

浮遊物質量(SS)

水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶解性物質の総称です。一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値が高いほど水質が汚濁していることになり、SSが高くなると水は濁り、光の透過を妨げたり、魚の呼吸に悪影響を及ぼしたりします。

浮遊粒子状物質(SPM)

すす、土ぼこり、花粉などの粒子状態で大気中に存在するもののうち、粒径 10 μm(ミクロン:千分の1ミリメートル)以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいます。大気中の滞留時間が長く、呼吸によって気管や肺に入りやすいことから、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質の一つといわれます。

フロン類

フロンとは、フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称です。フロン排出抑制法では、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)を「フロン類」と呼んでいます。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになつたため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が、可能な分野から進められています。

塩素、フッ素、炭素からなるフロンである「CFC(クロロフルオロカーボン)」は、成層圏で紫外線により分解され、発生した塩素がオゾン層を破壊するため、「特定フロン」として 1995 年末に生産が全廃されました。(R11、R12、R113、R114、R115 の 5 種類)

ペレットストーブ

木質ペレット(おが屑やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒固形燃料)を燃料とするストーブのことです。間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するなどの環境問題から注目され、灯油小売価格の高騰などの追い風もあり普及しつつある。

モニタリング

正常で安全な状態を保つ目的で、常時、情報を収集し測定することです。
環境管理及び健康管理を行う上で、大気、水質、土壤、廃棄物、騒音、酸性雨その他各種生物群など環境状況を把握するものです。

有機塩素系化合物

炭素と塩素が結合した有機化合物の総称で、人工に合成されたものが多く、一般に不燃性で水に溶けにくく生物分解が困難です。金属機械部品の脱脂、洗浄、ドライクリーニング剤など、日常的に大量使用されてきました。その結果、地下に浸透したことで地下汚染が広がりました。体内に蓄積すると肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起します。代表的なものに、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンがあり、ほかにもジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパンがあります。

溶存酸素量(DO)

水に溶けている酸素量のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくなくなります。魚の生息には 5 mg／ℓが必要です。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状を取りまとめた資料集のことです。

ローカルアジェンダ21

地方公共団体が自らアジェンダ 21 を実施するための地域の行動計画です。「持続的開発の実現」「市民等の参加」「具体的行動計画」の 3 要素が特に重要とされています。

ワシントン条約

正式には「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、1975 年に発効しました。野生動植物の国際取引を輸出国と輸入国が協力して規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としています。日本では、1980 年に加入し、1987 年に「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制に関する法律」を施行しました。

令和7年度版 十日町市の環境

～令和6年度の環境関係の取組～

【令和7年 11月発行】

編集 十日町市 環境エネルギー部 環境衛生課

〒948-0056

新潟県十日町市高田町六丁目 915 番地 2

十日町市 環境エネルギー部 環境衛生課 環境企画係

TEL : 025-752-3924

FAX : 025-757-1751

URL : <http://www.city.tokamachi.lg.jp>

E-mail : t-kankyo@city.tokamachi.lg.jp

□川西支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-768-4951

□中里支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-763-2511

□松代支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-597-2220

□松之山支所 地域振興課 地域振興係

TEL : 025-596-3131

